

注目

ピックアップ

## \ 下請法などの違反にならないために / 取引代金の支払いについて 制度変更をご存じですか？



日本の企業間取引において、約束手形等での取引代金の支払いは、長く商習慣として根付いてきました。しかし、代金が支払われるまでの期間が長期化し、中小企業にとって資金繰りの負担となる要因でもありました。そこで、中小企業の経営安定と公正な取引環境の確保を目的に、令和6年11月1日から、約束手形等を使用した取引代金の支払期日が短縮され、それを超える取引は行政指導の対象となりました。

さらに、政府から紙の手形・小切手の利用廃止の方針も示されており、取引における電子化が進められています。サプライチェーン全体で新しい商習慣の確立に取り組むために、自社の取引を見直しましょう！

### 約束手形等のサイト(支払期日)が60日に短縮

#### ■知らない行政指導の対象に?!

令和6年11月1日から、約束手形等の\*サイト(支払期日)が、業種問わず、原則60日以内に短縮されました。

11月1日以降に、サイトが60日を超える約束手形・電子記録債権の交付、一括決済方式による支払いを行った事業者は、下請代金支払遅延等防止法(下請法)が規制する「割引困難な手形の交付」等に該当するおそれがあるとして、中小企業庁および公正取引委員会からの指導対象となります。

11月1日以降に自社が振り出した手形等、また、自社が受け取っている手形等について、サイトが60日以内となっていることを再確認しましょう!

※サイト: 手形等の交付から満期日までの決済期間のこと。一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間をさす。



手形サイト60日



手形サイト90日



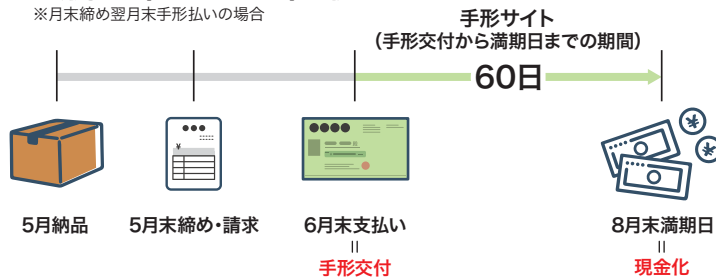
手形サイト120日

詳細はこちら



#### 手形払い(サイト60日)の例

※月末締め翌月末手形払いの場合



※中小企業庁のチラシをもとに作成

#### ■経営への影響は?

従来のサイトは、繊維業90日、その他業種120日と長期間で、中小企業の資金繰りに負担をかける要因となっていました。サイトの短縮によって、中小企業の円滑な資金繰りと経済循環の促進が期待されています。

しかしながら、長く根付いた商習慣の変更には、下請法の対象とならない取引も含めて、サイト短縮や現金支払い化するなど、サプライチェーン全体で支払い手段の適正化に取り組んでいくことが必要です。

特に、中小企業にとっては、キャッシュフローが明確になる一方で、自社が支払う場合も短縮されたサイトを遵守することが求められるため、取引先との契約内容を確認し、資金繰りの状況を把握するなど対応が必要です。

#### ■買ったたきの解釈が明確化

中小企業庁は、60日を超えるサイトが行政指導の対象となることを踏まえ、支払い条件の改善を推進するため、企業間取引における親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を定めた「振興基準(下請中小企業振興法に基づく)」を改正しました。これにより、「下請法で禁止する買ったたき」の解釈がさらに明確となりました。

#### 買ったたきは禁止されています!

サイト短縮の際、代金を従来の金額から一方的に引き下げたりする等の行為は、下請法で禁止されている買ったたきや下請代金の減額等に該当するおそれがあります。



# 令和8年度末までに紙の手形・小切手を「電子的決済サービス」へ移行しましょう！

## ■政府は紙の約束手形・小切手の利用廃止の方針を示しています

令和5年6月、政府から「約束手形・小切手の利用廃止」の方針が示されました<sup>(※1)</sup>。金融界においては、「令和8年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定され、紙の手形・小切手の利用者に対して、電子的決済サービス(でんさい<sup>(※2)</sup>)等の電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込)への移行を推奨するなど、電子化への取組みが進められています。

また、一部の金融機関では、手形帳・小切手帳の発行終了の予定を公表しており、将来的に紙の手形・小切手の入手が難しくなる可能性があります。

電子的決済サービスへの移行には、様々なメリットがあります。各金融機関では、電子的決済サービスへの移行に向けて様々なサポートが実施されています。ぜひ、早めに取引金融機関にご相談ください。

※1：「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」

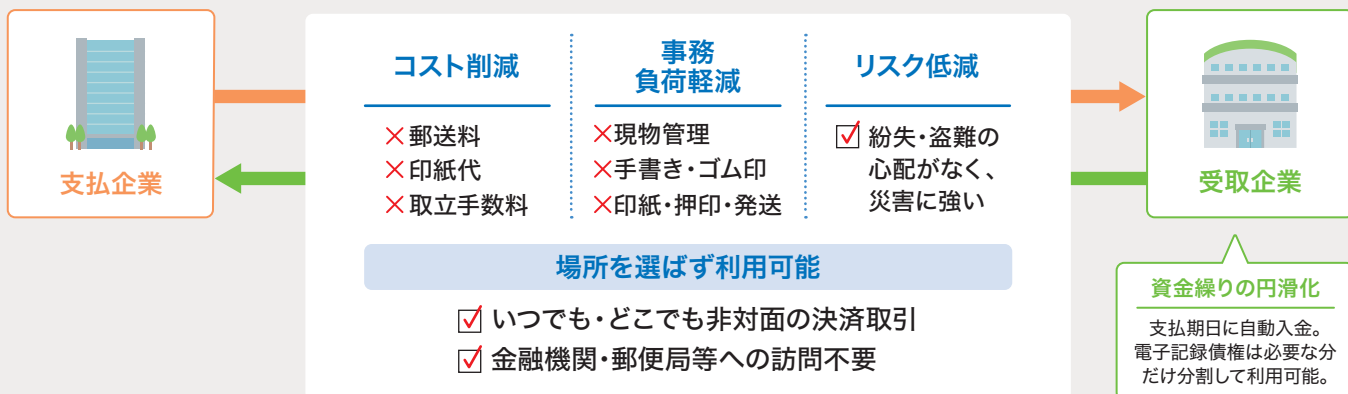
※2：(株)全銀電子債権ネットワーク(全国銀行協会が100%出資し設立した電子債権記録機関)が提供する電子記録債権



## ■電子化するメリットは？

電子的決済サービスの導入は、支払企業と受取企業の双方にメリットがあります。

実際に電子化した事業者からは、「**でんさい導入により1か月あたり約20時間の経理業務を削減することができた(中小企業/卸・小売業)**」といった声も寄せられています。



## ■電子的決済サービス導入の流れ(支払利用)

コストメリットや会計システム、支払手続きの変更などを確認し、以下の流れで電子的決済サービスを導入できます。詳細は、取引金融機関にご相談ください。

